

福岡市文化財 WEB プロモーション業務委託 仕様書 (企画提案時)

本仕様書は「福岡市文化財 WEB プロモーション業務委託」(以下「本業務」という)の企画提案競技に関し、企画提案に必要な仕様を定めるものである。提案競技の最優秀提案者との委託契約を締結する際には、発注者である福岡市経済観光文化局文化財活用課と受注者が協議の上、契約用の仕様書を定める。

1 件名

福岡市文化財 WEB プロモーション業務委託

2 履行場所

福岡市経済観光文化局文化財活用課 (以下「発注者」という)

〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8-1

3 履行期間

契約締結の日から 令和9年3月26日(金)まで

4 業務の目的

本業務は、「ふくおかの歴史文化遺産と“つながる”体験」をコンセプトに、WEBを起点としたプロモーションを通じ、福岡市の文化財を知り、体験し、ファンとなる人を増やす仕組みを構築するものである。具体的には、福岡市の文化財の魅力や「ふくおか歴史文化遺産ウィーク」(開催期間：10月1日～11月30日)の情報を、ウェブサイトのオウンドメディアやSNS、WEB広告等を通じて効果的に発信する。また、デジタルスタンプラリーの実施により、福岡市の文化財への理解を深め、歴史文化と都市型観光が一体となった新たな魅力が観光客や市民に定着することを目指す。

5 業務の概要

(1) 活用を想定しているオウンドメディア

①WEBサイト

ふくおか歴史文化遺産ウィーク公式サイト：<https://fukuoka-heritage-week.jp/>

よかなび：<https://yokanavi.com/>

FUKUOKA CITY Official Tourist Guide：<https://gofukuoka.jp/>

②SNS

ふくおか歴史文化遺産ウィーク Instagram : https://www.instagram.com/fukuoka_heritage_week/

ふくおか歴史文化遺産ウィーク Youtube: <https://www.youtube.com/@fukuokacitybunkazai/featured>

(2) 本事業の KPI (令和 9 年 3 月末時点の累計)

WEB サイト (上記①3 サイト) の合計 PV 数 : 100,000

ふくおか歴史文化遺産ウィーク Instagram 総リーチ数 : 200,000

ふくおか歴史文化遺産ウィーク Instagram フォロワー総数 : 4,000

デジタルスタンプラリーのスタンプ取得数 : 3,000

※上記に加え、福岡市の文化財認知拡大や観光振興 (史跡や文化財関連施設の訪問者数増加等) につながる KPI があれば提案として示すこと。

6 業務の内容 (詳細)

(1) 企画設計

日本国内在住のファミリー層および福岡を旅行先に検討している外国人 (言語 : 英語) を対象にペルソナ (人物像) を設定し、業務の目的等を考慮した履行期間終了までの WEB プロモーションのスケジュール全体を示すこと。

なお、別途委託を予定しているふくおか歴史文化遺産ウィークイベント (実施期間 : 10 月 1 日 ~ 11 月 30 日) を効果的に盛り上げるプロモーション計画と、年間を通じた継続的なプロモーション計画を提案すること。

全体設計にあたっては、5 (2) に記載した KPI の達成を想定すること。

(2) WEB サイトの改修・編集

- ・ふくおか歴史文化遺産ウィークの WEB サイトの改修・更新作業を行う。
- ・既存ページの一部デザイン修正およびイベント申し込みページへのリンクを想定している。
- ・次項 (4) で示すデジタルスタンプラリーの実施案内をサイト内に掲載すること。
- ・WEB サイトは、日本語と英語の 2 言語対応 (翻訳作業含む)。
- ・「ふくおか歴史文化遺産ウィーク」イベント期間中は、週 2 回以上更新し、常に最新の情報・コンテンツが表示されるようにすること。
- ・「ふくおか歴史文化遺産ウィーク」イベントの前後は、発注者と協議のうえ、月 1 回程度更新すること。

(3) 公式 Instagram の運用

「ふくおか歴史文化遺産ウィーク」公式 Instagram に掲載記事・写真・動画を作成し、投稿する。

- ・投稿内容は、イベントの告知・報告のほか、市内の歴史文化の魅力を伝え、ファン (フォロワー) 獲得につながるものとする。
- ・過去のイベント開催時の素材は発注者が提供し、それ以外の投稿については受注者が準備する。

- ・契約期間を通じ計画的に運用し、かつ「ふくおか歴史文化遺産ウィーク」イベント期間をピークとする運用設計とする。
- ・投稿回数は、フィード、ストーリーズ、リールを含め 80 回以上とする。なお、イベント終了（11 月末）までに 50 回以上投稿すること。
- ・すべての投稿に、日本語と英語の投稿文を付す。
- ・すべての記事について、投稿スケジュールを事前に作成し、発注者と協議の上、決定すること。
- ・記事の内容や写真について、原則として発注者に事前に承認を得たうえで投稿すること。
- ・具体的な運用方法については、発注者と協議の上、決定すること。

(4) デジタルスタンプラリーの実施

令和 7 年度に実施したデジタルスタンプラリーを参考に企画・運営する。

内容については、市民や観光客に広く訴求するものとし、訴求した結果がわかる数値目標も提案すること。デジタルスタンプラリーは、以下の条件を満たすものとする。周遊性を高める工夫があればあわせて提案すること。

- ・令和 7 年度に実施したスタンプラリーのスポットを活用する。
- ・期間は 9 月中旬より 3 カ月間（発注者と協議の上決定すること）。
- ・GPS 情報のみで、スタンプラリーを達成できるもの。
- ・スポットの達成数に応じてオリジナル特典（画像等）が付与される。
- ・多言語、海外参加者にも配慮すること。
- ・達成数に応じて応募できる抽選機能がある。
- ・景品は、福岡市の特産品とする（食品・伝統工芸品など選定・購入・発送を含む）。
- ・参加者属性情報などのデータを取得し、分析・効果検証が可能であるもの。

(5) コンテンツの制作

WEB プロモーションで使用する、以下①～③のコンテンツを制作する。

① デジタルスタンプラリー告知 15 秒動画 4 本（SNS 発信用 日・英 2 言語テキスト含む）

SNS 告知用に開始前、開始直後、期間中盤、期間終盤の動画を制作する。

② デジタルスタンプラリー告知ビジュアル

6（4）で実施するデジタルスタンプラリーの PR ツールを制作・印刷する。デジタルスタンプラリー訴求のため効果的な PR ツールを提案すること。なお、配布や掲示場所、印刷数などもあわせて提案すること。

③ 「ふくおか歴史文化遺産ウィーク」イベント紹介動画 3 本

- ・実施イベントの動画・写真を撮影し、撮影した素材をもとに動画を制作する。
過去のイベントについては発注者より素材を提供する。
- ・SNS (instagram 等) 配信用 15 秒 2 本、事業内容および実施状況をまとめた youtube 公開用約 3～5 分程度 1 本制作すること。

- ・ SNS (instagram 等) で配信する映像については、ウィーク開始前、期間中の公開、youtube で公開することを前提とした映像についてはウィーク期間後の公開を想定しているが、効果的な公開のタイミングがあれば発注者と協議の上決定する。
- ・ 制作する動画は 2 言語 (日・英) とする。
- ・ なお、撮影した写真・動画についてはすべて発注者へ納品すること。

(6) WEB プロモーション

①効果的な発信チャンネル等の活用

6 (5) で制作したコンテンツやイベント情報を、設定した各ペルソナに対するリーチが最大化するよう、効果的に発信する。発信チャンネルについては、本市 SNS の活用以外に、WEB 広告、YouTube、各種 WEB 記事掲載を活用すること。ターゲット層へ効果的にリーチするものであれば、有料・無料、種類は問わない (ただし社会通念上、公序良俗に反する WEB 媒体は除外する)。複数チャンネルの組み合わせも可。

なお、画像(動画・静止画含む)の企画・制作に必要な素材の入手 (権限処理含む)、画像一式の収集、各種申請手続き、撮影・編集、データ加工等の一切の業務を行うこと。AB テスト等、常に効果的を検証し、配信を行うこと。

②インフルエンサーの起用

- ・ Instagram や YouTube のインフルエンサーを起用し、効果的な発信を行う
- ・ 設定したペルソナおよび KPI 達成に対し、妥当性のある提案とすること。

③一般参画の仕組み

発信強化につながる取組みの一環として、観光客や市民の参画を促す WEB プロモーション (例：フォトコンテスト等) を提案すること。その際には、観光客の興味関心を引き、自らが来訪し、体験したくなるような訴求方法とすること。「ふくおか歴史文化遺産ウィーク」期間前後も、継続して興味関心を維持するため、定期的に複数回開催すること。

参加者に対するインセンティブ(事業費に含む)は、福岡市の歴史・文化に関するものが望ましいが、より多くの参加が期待できるものがあれば提案すること。

(7) 分析・効果検証

GA4 で可視化できる LP 等諸データの実績や、SNS のインサイトデータなどから、ターゲット層の記事閲覧状況等を分析し、KPI 達成に向け、必要な改善を考察し、事業期間中適宜フィードバックを行うこと。

(例) セッション数・PV 数／滞在時間／リーチ数／フォロワー数 等

(8) 追加提案

本業務全般について、本書に記載する事項以外に、具体的に文化財の認知拡大につながる取り組みなど、本事業の目的達成に効果的と考えられる追加提案がある場合は、具体的に提示すること。

(9) 報告書の作成

- ①成果と「(7) 分析・効果検証」結果をまとめた成果報告書を作成すること（形式自由）。
- ②仕様書記載以外で、本市の文化財の認知拡大・観光振興に資する提案があれば提示すること。
- ③報告書の内容については、本市が今後、プロモーションを実施する際に役立つ資料とすること。なお、専門用語については分かりやすく解説を記載すること。
- ④ 報告書の内容について、発注者へ内容の説明を行うこと。

7. 著作権等の取扱い

- (1) 本業務を通じて制作した成果物（クリエイティブ・写真・記事・動画等）について、本市は期間、地域、回数等の制限なく観光プロモーション等の目的で二次利用および改変できるものとする。
- (2) 成果物のうち、第三者が有する著作物等（以下、「既存著作物」）の著作権等は、個々の著作者に帰属する。
- (3) 成果物に既存著作物が含まれる場合は、受託者が当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行う。

8. 成果品

次の成果品を提出する。

- (1) 報告書 正副2部
- (2) 6（5）で制作した動画データ一式
- (3) 撮影した写真・映像
- (4) その他関連資料一式
- (5) 電子データ一式

9. 受託者の責務

(1) 関係法令上の責務

本業務の遂行にあたっては、関係法令を遵守すること。

(2) 守秘義務

①基本事項

受託者は、業務上知りえた機密事項等を第三者に漏らしてはならない。また、個人情報（個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）等の保護の重要性を認識し、この契約による業務を実施するにあたっては、個人や法人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報等を適正に取り扱わなければならない。

個人情報及び情報資産の保護に対する取組に関して、適切な安全管理が講じられていることが確認で

きるもの（第三者認証（ISO/IEC27001、プライバシーマーク等））があれば提出すること。

また、すべての関係者は当該事業に係る電子メールの送信において、個人情報保護等の観点から Bcc を使用することを徹底するものとする。

その他、詳細は別紙「個人情報・情報資産取扱特記事項」を確認すること。

②従事者への周知

受託者は、この契約による業務に従事するものに対して、在職中及び退職後において、この業務に関して知り得た機密事項や個人情報等を外部に漏らしてはならないこと、契約の目的以外の目的に使用してはならないこと、その他個人情報等の保護に関する必要な事項を周知するものとする。このことは、契約の解除及び期間満了後においても同様とする。

10. 再委託について

(1) 受託者は、本委託業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託してはならない。

ただし、印刷、広告配信等専門性を要する業務については、あらかじめ書面により福岡市の承諾を得た場合この限りではない。

(2) この仕様書に定める事項については、受託者と同様に、再委託先においても遵守するものとし、受託者は、再委託先がこれを遵守することに関して、一切の責任を負う。

(3) 本委託業務等の再委託先である協力会社は、福岡市の競争入札参加資格者である場合、指名停止期間中及び排除措置中であってはならない。

11. その他

(1) 契約の締結及び業務の履行に関して必要な費用は、特段の定めのない限りすべて受託者の負担とする。

(2) 本業務の目的達成のために福岡市が認める場合にあつては、委託上限額の範囲内において、福岡市との協議のうえ、採択された企画提案書をベースに本業務仕様書の一部変更・修正を行うことができるものとする。

(3) 本仕様書に定めのない事項または疑義が生じた場合は、その都度、福岡市と協議のうえ決定する。

12. 問い合わせ先

福岡市経済観光文化局文化財活用文化財活用課

担当：堺・田淵・安海

TEL: 092-711-4982

メールアドレス：bunkazai.EPB@city.fukuoka.lg.jp